

寺崎町長へ喜びの報告

「平成 27 年度消防功労者消防庁長官表彰」において、妹背牛町消防団（古川隆夫団長・定員 50 名）が消防庁長官表彰旗を受章しました。消防庁長官旗は、防災思想の普及、消防施設の整備、その他災害の防衛などその成績が特に優秀と認められる消防機関に授与されるもの。報告を受けた寺崎町長は「長年にわたり地域防災に大きな役割を担ってきた消防団の取り組みに感謝するとともに、今後も地域住民が安心して暮らせるよう尽力願いたい」と激励の言葉を述べました。



妹背牛消防団が消防庁長官表彰旗を受賞

消防職務 36 年「永年勤続功労章」受賞

また、今回の消防庁長官表彰では古川隆夫消防団長が、36 年の永きにわたり消防職務の遂行に尽力し、勤務成績が優秀で他の模範と認められる消防団員として「永年勤続功労章」を受賞し、消防団の表彰旗受章と併せてその報告も行いました。昭和 54 年に消防団に入団し、平成 26 年には第 20 代妹背牛消防団長に就任しました。本年 4 月からは北海道消防協会空知地方支部長への就任も予定され、地元はもとより広域的な消防・防災活動推進への手腕が期待されています。



交通事故の援護制度

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度があります。

【交通遺児等育成資金貸付（無利子）】

- 対象 自動車（バイク含む）事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様で、0歳から中学卒業まで
- 貸付金額 一人につき最初一時金 15 万 5 千円、以後月額 2 万円、小・中学校入学時に入学支度金 4 万 4 千円
- 返還方法 貸付終了後、月賦又は月賦・半年賦併用による 20 年以内での返還
- その他 高校、大学等に在学中は返還猶予が可能です

【重度後遺障害者介護料支援】

- 対象 自動車（バイク含む）事故により、脳、脊髄、または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする一方で一定の要件に該当する方（自損・他損は問いません）
- 支給額 月額 29,290 円～136,880 円の範囲で、障害の程度や介護費用の支出に応じて支給※「短期入院」費用も別途支給
- 注意 介護保険サービス、労災の介護給付等との併用はできません。

～お申込み・お問い合わせ先～

独立行政法人 自動車事故対策機構 旭川支所
☎ 0166 (40) 0111

国民年金からのお知らせ

◎保険料の免除制度があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。※付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

■過去 2 年まで遡って免除ができます

平成 26 年 4 月から法律が改正され、保険料の納付期限から 2 年を経過していない期間について、遡って免除等を申請できるようになりました。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合があります。

■「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に	含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない	含まれない

■お問い合わせ 役場住民課住民グループ ☎ 32-2411